

# 延岡の空より

5月の相談受付は58件、うち無料法律相談は13件。

**6月の無料法律専門相談予定 ※要予約**

1日、15日 司法書士相談

8日、22日 弁護士相談

13時～16時の間の30分間が相談時間です。

その他、電話での専門相談

(年金・家計) 第1・第2水曜

(労働相談) を毎週水曜・木曜にしています。



ライフサポートセンター延岡 相談件数				
(期間/2022年5月1日～2022年5月31日)				
相談内訳	当月計	前月末累計	総累計	
相談件数	58	4,769	4,827	
内 専門相談件数	13	1,052	1,065	
相談内容	金融	2	155	157
	法律	42	2,529	2,571
	子育て	0	9	9
	介護	0	17	17
	生涯保障	0	4	4
	年金・福祉	1	151	152
	奨学金	0	4	4
	家計	0	9	9
	労働	4	244	248
	就労前段支援	0	8	8
	職場・学校 家庭での悩み	0	35	35
	心の健康	8	1,380	1,388
	その他	1	224	225

※総累計期間は、2014年7月25日～2022年5月31日です。

**相続**

## 配偶者が自宅に住み続けられる制度

被相続人の預貯金が少ない場合、遺産を分割するため被相続人と配偶者が住んでいた自宅を売却しなければならないことがあります。つまり、**住み慣れた自宅を配偶者は離れざるを得ませんでした**。現金が十分であったとしても、法定相続分が足りない場合自宅を売って現金化しなければなりません。

今回(2020年4月1日施行)民法の相続法制改正の主な目的として、配偶者の権利の拡充があります。一つが「**配偶者居住権**」です。これは、配偶者が自宅を離れなければならない状況を避ける制度であり、**遺産となる自宅の権利を「所有権」と「居住権」に分ける**というものです。

配偶者は、相続を受ける年齢などにより相応の住宅の居住権を取得し、他の相続人は残りの住宅の所有権を得ることになります。居住権は、配偶者が相続時に65歳であれば時価の半分程度であり(土地)、年齢が高くなるほど評価価値は低くなっていきます。

居住権を適用することで、配偶者は**被相続人と暮らしていた自宅に無償で住み続けたまま、本来得られるよりも多くの現金を受けられる**ようになります。

